**２０１7年（平成２9年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分野名 | **Ⅱ-4(1)　健康で安心して暮らせる社会の構築（良好な大気環境を確保するために）** | 施策No. | **22** | 施策名 | **アスベスト飛散防止対策の推進** |

|  |  |
| --- | --- |
| **目的、内容** | 過去に建材として使用されたアスベストの解体工事等における飛散防止対策について事業者指導を徹底し、環境中への飛散ゼロを目指す |
| **副次的効果、外部効果等** |  |
| **関係法令、行政計画等** | 大気汚染防止法：吹付け石綿等を使用する建築物の建築工事（特定工事）の規制府生活環境の保全等に関する条例：石綿含有成形板を一定規模以上使用する建築物の建築工事（特定排出等工事）の規制建築基準法（H18年改正施行）：増改築時における吹付け石綿の除去等の義務づけ等石綿による健康被害の救済に関する法律 |
| **国等の政策、社会情勢等** | H25年６月改正大気汚染防止法成立：届出義務者の変更、事前調査の義務化、立入権限の強化 |
| **（参考）****講じた施策に記載した施策事業コスト** | 2014年度（決算額）（千円） | 2015年度（決算額）（千円） | 2016年度（決算見込額）（千円） |
| 243,910 | 435,771 | 328,646 |
| ※各年度で「講じた施策」への掲載事業が異なることから、新規事業の有無等に関わらず、年度間でコストの増減がある。 |
| **取組指標及び実績**（施策効果の定量評価） |  | 名称 | 把握方法 | 実績 |
| ① | 工事現場への立入検査 | 2013年度：大阪府環境白書掲載データ2011・2012年度：パトロール・立入検査等の合計で、2013年度データと同じ方法で計上した値  | 解体現場等への立入検査、適正な飛散防止対策の指導2014年度：612件2015年度：587件2016年度：635件 |
| ② | 府有施設の吹付アスベスト対策工事実施施設数及び空気環境測定件数 | 2016年度：大阪府環境白書掲載データ2014・2015年度：2016年度データと同じ方法で計上した値 | 2014年度：対策工事5施設、空気環境測定398箇所2015年度：対策工事6施設、空気環境測定313箇所2016年度：対策工事3施設、空気環境測定312箇所 |
|  |
| **工程表の進捗状況** | 工程名 | 進捗状況※ | 主な事業の名称 | 事業の実施状況 |
|  | 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の指導 | ☆☆☆環管 | アスベスト飛散防止対策等の推進  | 解体現場等への立入検査、適正な飛散防止対策の指導を重点的に実施発注者責任を明確化する条例改正（2013年度）短期間工事における迅速簡易測定の実施2014年6月 キックオフ宣言を実施。賛同団体（現在約60団体）がそれぞれの会員に対して啓発活動を実施。アスベスト飛散防止推進月間（6、12月）の重点的なパトロールと指導府民・事業者対象のセミナーの開催（2015・16年6月） |
|  | （建築物のアスベストの飛散防止対策） | ☆☆ | 民間建築物アスベスト対策事業 | 建築基準法に基づき、劣化等により衛生上著しく有害となる恐れがある場合には、所有者等に対して除去等必要な措置を指導 |
| 府有施設吹付アスベスト対策事業 | 府有施設の吹付けアスベストの除去対策工事を実施空気環境測定等の定期点検を実施 |
|  | （アスベストによる健康被害への対応） | ☆☆ | 石綿健康被害救済促進事業 | 石綿健康被害救済基金に対して拠出し救済制度の円滑な運用に資する2014年度：47,000千円　2016年度：44,570千円2015年度：47,000千円 |
|  | ※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗／☆☆計画どおり／☆計画以下の進捗／△計画とは異なる事業内容で進捗 |
| **評価** |  | 評価 | 理由等 |
| 施策目的の達成状況 | 順調に推移している |  |
| 事業・工程の進捗状況 | 一部想定以上に進捗している |  |
| **計画見直し又は改善事項** |  | 見直し・改善点の有無 | 見直し・改善点の内容等 |
| 目標 | 無 |  |
| 施策の方向・主な施策 | 無 |  |
| 工程表 | 無 |  |
| その他の改善事項 | 無 |  |
| **関係課室** | 環境管理室、住宅まちづくり部 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **環境総合計画部会委員による点検（所見）** | 点検評価手法の適正さについて | 評価結果について | 計画の見直し又は改善方針について |
| 点検評価手法の適正さについては、概ね妥当である。 | 評価結果については、概ね妥当である。しかし、「一部想定以上に進捗している」の工程名と理由を明記すべきである。 | 計画の見直し又は改善方針については、概ねだとうである。しかし、立ち入り検査が増加する傾向にあることから、建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の指導を強化すべきである。 |